

## 様式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	見附市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.mitsuke.niigata.jp/12154.htm">http://www.city.mitsuke.niigata.jp/12154.htm</a>

執行機関名 見附市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者向けの自動車に改造するための費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		見附市個人情報保護条例(平成11年見附市条例第21号)別表第1 16の項 障害者向けの自動車に改造するための費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第1条	見附市身体障害者用自動車改造等助成事業実施要綱(平成13年見附市告示第49号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>身体障害者(児)</u> の社会参加の促進を図るため、身体障害者が就労等に伴い自動車を改造する場合(以下「本人運転」という。)、又は自ら運転できない重度の身体障害者若しくは生計を同一にする者が改造された自動車を購入等する場合(以下「介護者運転」という。)、その経費の一部を助成することにより、その福祉の増進に資するために必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		見附市身体障害者用自動車改造等助成事業実施要綱(平成13年見附市告示第49号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	見附市身体障害者用自動車改造等助成事業実施要綱第6条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	自動車改造のための費用助成の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号イ	見附市身体障害者用自動車改造等助成事業実施要綱第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
備考		